

最高人民法院と知的財産局が 2025 年の知的財産権保護状況に関するデータを公表

中国では毎年 4 月 26 日の世界知的財産の日前後に、最高人民法院や知的財産局から、前年の知的財産権保護状況に関する統計データが公表される。

最高人民法院は 4 月 20 日に「中国法院知的財産権司法保護状況（2025 年）」を、知的財産局は 5 月 7 日に「2025 年中国知的財産権保護状況」をそれぞれ公表した。本記事では、これらに基づいて、2025 年の司法ルート・行政ルートでの知的財産権の保護状況に関する主なデータを紹介する。

1. 司法ルートでの知的財産権の保護状況

(1) 民事訴訟に関するデータ

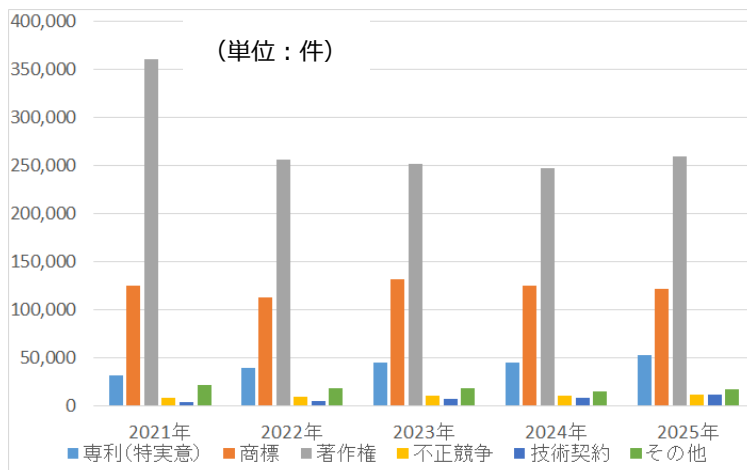
2025 年の全国の人民法院が新たに受理した民事訴訟第一審の合計件数は 473,411 件で、前年比 5.22%増加した。その内訳は、著作権関連が 259,248 件（54.76%）、商標関連が 121,133 件（25.59%）、専利関連が 52,177 件（11.02%）、不正競争関連が 11,684 件（2.47%）、技術契約関連が 11,782 件（2.49%）、その他が 17,387 件（3.67%）であった（【表 1】【表 2】【表 3】参照）。商標関連のみ 121,133 件と、前年比 3.03%減少した。専利関連の事件には、特許・実用新案・意匠に関する事件が含まれる。

民事訴訟第二審の合計件数は 24,515 件で、前年比 19.59%減少しており、表 1 に示すように、2021 年以降減少が続いている。

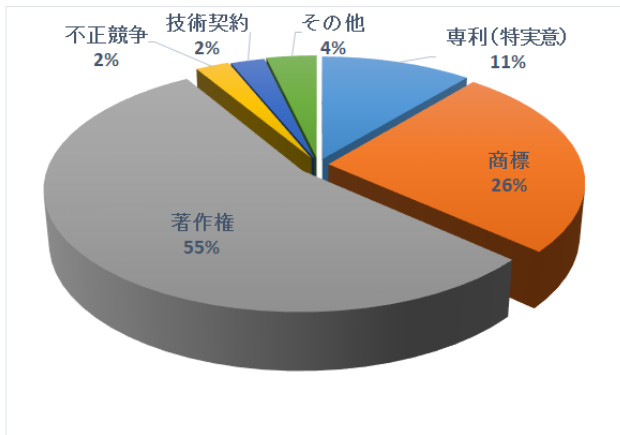
【表 1】2021～2025 年全国人民法院の民事訴訟受理件数（単位：件）

審級・事由	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	前年比	
民事一審	550,263	438,480	462,173	449,923	473,411	5.22%	
内訳	専利(特実意)	31,618	38,970	44,711	44,255	52,177	17.90%
	商標	124,716	112,474	131,429	124,918	121,133	-3.03%
	著作権	360,489	255,693	251,687	247,149	259,248	4.90%
	不正競争	8,419	9,388	10,230	10,567	11,684	10.57%
	技術契約	4,015	4,233	6,492	8,320	11,782	41.61%
	その他	21,006	17,717	17,627	14,714	17,398	18.17%
民事二審	49,084	46,524	37,214	30,486	24,515	-19.59%	

【表 2】2021 年～2025 年全国人民法院の民事訴訟第一審受理件数



【表3】2025年全国民事訴訟第一審の種類別内訳



(2) 行政訴訟に関するデータ

2025年全国の人民法院が新たに受理した行政訴訟第一審の合計件数は27,451件で、前年比31.67%増加した。そのうち、商標関連は24,334件で全体の88.65%を、専利関連は3,070件で全体の11.18%を占める。著作権関連は200%増加し、27件となったが、その他は35.48%減の20件にとどまっている。

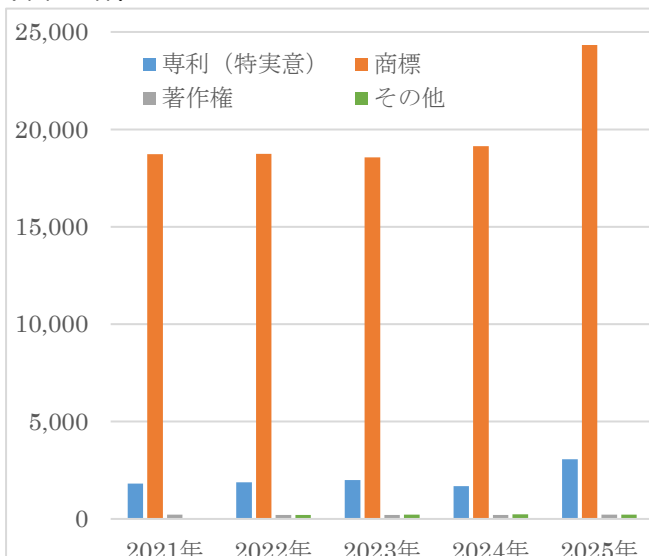
一方、2025年全国人民法院が新たに受理した行政訴訟第二審の合計件数は11,097件で、前年比4.88%減少した（【表4】【表5】参照）。

【表4】2021～2025年全国人民法院の行政訴訟受理件数（単位：件）

審級・事由	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	前年比	
行政一審	20,563	20,634	20,583	20,849	27,451	31.67%	
内訳	専利(特実意)	1,810	1,876	1,990	1,679	3,070	82.85%
	商標	18,734	18,738	18,558	19,130	24,334	27.20%
	著作権	19	12	11	9	27	200%
	その他	0	8	24	31	20	-35.48%
行政二審	8,215	5,897	10,053	11,666	11,097	-4.88%	

【表5】2021年～2025年全国人民法院の行政訴訟第一審受理件数推移

(単位：件)



(3) 刑事訴訟に関するデータ

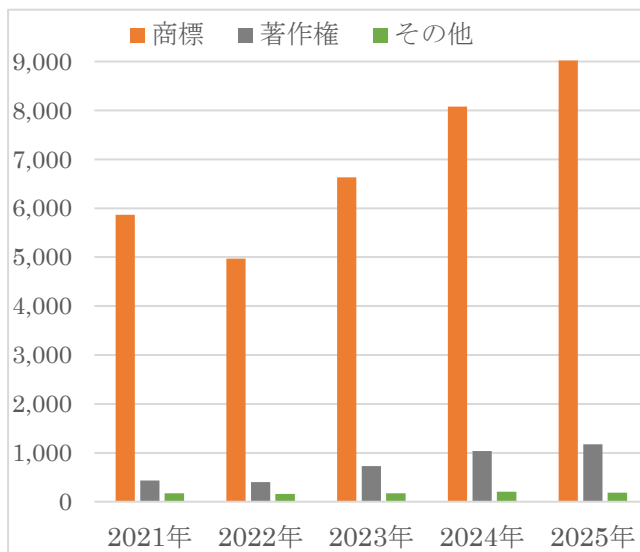
2025年全国の人民法院が新たに受理した刑事訴訟第一審の合計件数は9,018件で、前年比1.12%減少した。その内訳は、商標関連が7,862件(前年比2.69%減)、その他(専利関連を含む)が85件(17.65%減)と減少した一方、著作権関連が1,071件(14.18%増)と増加している。また、刑事訴訟第二審の合計件数は1,153件となり、前年比3.69%増加した。

【表6】2021～2025年全国人民法院の刑事訴訟受理件数(単位:件)

審級・事由	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	前年比	
刑事一審	6,276	5,336	7,335	9,120	9,018	-1.12%	
内訳	商標	5,869	4,971	6,634	8,079	7,862	-2.69%
	著作権	333	304	627	938	1,071	14.18%
	その他	74	61	74	103	85	-17.65%
刑事二審	1,050	979	956	1,112	1,153	3.69%	

【表7】2021年～2025年全国人民法院の刑事一審事件受理件数推移

(単位:件)



2. 行政ルートでの知的財産権保護

(1) 専利権に基づく行政ルートでの権利行使

2025年に全国の市場監督管理局が調査・処理した専利関連の違法事件は881件に上り、侵害品および偽造品の全国統一廃棄処分行動において、総額4億3,200万元相当の侵害品や偽造品(200種類以上、計3,683トン)が廃棄処分された。また、全国の知的財産局が処理した専利侵害紛争は、受理件数が9,520件、審理終結件数が9,520件であった。

(2) 商標権に基づく行政ルートでの権利行使

2025年に全国の市場監督管理局が調査を行った商標関連の違法事件は3.6万件に上り、うち司法機関に移送された犯罪事件は1,128件であった。

3. まとめ

昨年は、知的財産権保護に関して、民事訴訟・行政訴訟の第一審受理件数が増加した一方、刑事訴訟は減少した。また、59 件の悪質な代理業務機関・個人が重大な違法行為のリストに掲載された。違法・不正な代理行為の厳格な取締りが強化されている。

民事訴訟に関する過去 5 年間の推移を見ると、不正競争・技術契約に関する事件の第一審受理件数が 2021 年以降、増加を続けている。これは、不正競争や営業秘密侵害の増加を示しており、それに応じて、2025 年には不正競争防止法が改正されるなど、立法・司法による取り組みが強化されている。

また、行政ルートにおいても、知的財産侵害行為に対する罰則が厳格化されている。更に、犯罪を構成するような悪質な商標関連違法行為については、行政ルートでの取締りに続き、司法機関に移送されて刑事事件としても立件することが増えている。中国における権利行使では、司法ルートのみではなく、行政ルートに特有の特徴を理解し、更に刑法による取り締まりも視野に入れるなど、多角的に用意されている権利行使オプションを有効に利用していくことが、権利者にとって、ますます重要になってきていると言える。